

憂うものである。

われわれは学問の本質にかんがみ学問・思想の自由を守るために一層の努力つくすことを改めてここに誓うものである。

4 - 3 3

昭和33年10月24日

日本学術会議第27回総会

基礎科学研究の振興のために政府の有効適切な措置と国民の理解と支持を望む声明（声明）

技術革新の基盤である基礎科学の進歩は、欧米では、最近飛躍的なものがあり、わが国とのひらきは益々増大しつつあることがあきらかである。わが国としては、今日直ちに強力な施策をもつて、基礎科学の研究全般にわたり、水準の飛躍的な向上、内容の画期的な充実を図り、これによつて、科学・技術の強固な基盤を培養しなければならない。もし、これを放置するならば、数年ならずして、わが国の科学技術は、多くの重要な分野において国際水準から脱落せざるを得ず、その前途はまことに憂慮すべきものがある。

日本学術会議は、政府が、この点に関し、従来本会議が要望してきたところに基づき、有効適切な措置を速かに講ぜられることを強く切望するとともに、この事態に関し広く国民の理解と支持とを望むものである。

説 明

第2次世界大戦の直後、世界の多くの国々においては、戦後復興の基本政策として、科学技術の振興を計画しました。その際特に重視されたのは基礎科学であつて、米国のスチンマル報告においても「国運の進展は基礎科学の研究の進展にかかっている」と結論しております。

この基本方針に基いてその後10年の間に、世界の科学界はほとんど面目を一新しつつあります。原子力の利用、核融合の研究をはじめ、科学のあらゆる分野の発展が、その国の経済文化の発展に大きな貢献をしておりますが、その際特に顕著な事実として、基礎研究の範囲がいちじるしくひろくなり、基礎研究が応用部面と直接にむすびついてきており、今後の基礎研究の発展が、産業技術の進歩に、はかり知れない可能性を約束しております。

こうした見地から、欧米各国の基礎科学研究に対する熱意は驚くべきものがあり、最近欧州、および米国を訪れた研究者が一様に強い衝撃を受けているのが事実であります。

例えば、素粒子研究に欠くべからざる加速器一つを例にとつても、米国、ソ連を別として、わが国とほぼ相似た欧州の諸国において、わが国の計画を遙に上まわる施設が着々として建設されており、今のままでいけば、この面における欧州諸国とわが国とのひらきは、ますます大きくなつていくばかりであります。

また広く基礎科学全般にわたり、研究所の設置、その運営の予算等についても戦後数年間は不足不満を訴えていた西ドイツ、イギリス、フランス等において、急速な充実がみられ、近年はその予算が少くともかつての数倍程度に向上し、従来の不足不満は解消し、研究者は落ついて研究に立ち向つております。

新しい科学の発展の結果、従来小規模でよいと考えられていた基礎研究の部面も新しい巨大な設

備、並びに多額の研究費を必要とするようになり、一方にまた多数の国内、国際研究者の自由な交流をも必要とするようになって、従来の枠にあてはまらないいろいろな要請が生じてきている現在、もしわが国が従来の如き態度を根本的に改めてこの情勢に対処しないならば、科学の分野によつては、永久に世界の落後者にならなければならないのであります。

わたくしたちは、政府がこの暗たんたる現状を正しく把握して、画期的な施策を取る方向にその考え方を向けられることを切望します。

わたくしたちは、この危機感を国民に訴え、このような声明を出さずにおられなかつた真情を理解していただき困難の打開に協力と支持を得たいのであります。

とりあえずこの声明を各方面にお送りしますが、更に科学白書ともいふべきものを作り、具体的にこの危機の現状を訴えたいと考えて準備を進めております。

各方面の御協力を改めて要望する次第であります。

4-34

庶発第707号 昭和33年10月29日

文部大臣 難 尾 弘 吉 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公立大学における研究助成について(勸告)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基づき下記のとおり勸告します。

記

研究機関としての公立大学の研究の重要性にかんがみ、これに対して国が経済的補助を与えることを至当と認める。

よつて、政府は緊急にその実現の手段を講ぜられたい。

4-35

庶発第706号 昭和33年10月29日

内閣総理大臣 岸 伸 介 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

警察官職務執行法の一部を改正する法律案について(申入)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

最近暴力・不法行為の横行により公共の安全と秩序が乱されがちであることはまことに憂慮すべき世相であつて、なんらかの方策がとられることは、官民のひとしく要望するところであるが、目下国会において審議中の、警察官職務執行法の一部を改正する法律案中には、それが乱用される場合には基本的人権を侵害し、ひいては学問・思想の自由を圧迫するものがある。

よつて、政府はその法案の取り扱いについて、慎重に考慮されたい。